

## 秋田県

秋田県では、「連携・協働」及び「通級による指導担当者」の研修コアカリキュラム案を次の研修で活用し、取組が行われた。

- ・学校と放課後等デイサービス事業所の連携促進に向けた研修会
- ・人事交流により特別支援学校に勤務する小学校教諭の研修

### 1. (人材育成の)現状

新任特別支援教育コーディネーター研修会などでは、発達障害や教育と福祉の連携・協働に関する内容を取り上げているものの、研修会や講座の名称に発達障害や教育と福祉の連携・協働を示しているものはない。

また、教員育成指標の特別支援教育関係について、第1～3ステージでは生徒指導力の中に、第4ステージではベテラン教員が生徒指導力・進路指導力、管理職が学校経営力の中に示しているが、いずれも特別支援教育としての指標であり、発達障害を含んだものとなっている。なお、教育と福祉の連携・協働については、第3ステージ(目安:11年目～)の「チーム学校としての組織的な支援と保護者や関係機関、地域との連携の推進」が該当する。

### 2. (人材育成プロジェクトの)取組の概要

本プロジェクトの連携・協働に関する研修コアカリキュラム案の活用については、今年度から実施の、学校と放課後等デイサービス事業所の連携促進に向けた研修会が、対象の学校を小・中学校としており、教育と福祉の連携・協働という観点からもふさわしいと考え、対象とした。また、通級担当者に関する研修コアカリキュラム案の活用については、研修人事交流で特別支援学校に勤務する小学校教諭の研修趣旨の一つに「通級指導教室の機能を高める」とあることから、地域における特別支援教育を推進するための基礎的な内容を研修する2年目はふさわしいと考え、対象とした。

#### (1) 連携・協働に関する研修コアカリキュラム案の活用(図1)

○対象:学校と放課後等デイサービス事業所の連携促進に向けた研修会で、共通のA 基礎知識のうち「切れ目ない支援」を活用

#### ○取組

・県内3地区で各1回(県北 10/15、県央 10/28、県南 11/12)

・参加者:(関係市)小・中学校、教育委員会、放課後等デイサービス事業所、  
障害福祉担当課

(県) 健康福祉部障害福祉課

・内容:趣旨説明、調査結果報告(県内放課後等デイサービス事業所)  
パネルディスカッション「切れ目ない支援に向けた連携体制の構築に向けて」

#### (2) 通級担当者に関する研修コアカリキュラム案の活用

○対象:研修人事交流により特別支援学校に勤務する小学校教諭6名(研修人事交流2年目)の1年間の校内研修で、研修項目(案)を活用

## ○取組

- ・対象者所属校の管理職への説明
- ・カリキュラム案を参考にした研修内容を研修計画書に明示して提出（各校）
- ・カリキュラム案や購入図書を参考にした研修の実施（各校）
- ・対象者へのアンケート調査の実施とまとめ

### 取組の概要

○本研修会は、切れ目ない支援体制整備充実事業（文部科学省補助金事業）の一つで、令和2年度から実施

○研修会の概要

- ・目的：障害のある子どもの生活や学習を総合的に支援するために、連携に係る好事例の共有や課題解決の方策等の検討を通して、学校と放課後等デイサービス事業所の連携促進を図る。
- ・会場：県内3地区（県北：大館市、県央：潟上市、県南：大田市）
- ・参加者：（関係市）小・中学校、教育委員会、放課後等デイサービス事業所、障害福祉担当課（県）健康福祉部障害福祉課
- ・内容：趣旨説明、放課後等デイサービス事業所対象の調査の結果報告  
パネルディスカッション  
「切れ目ない支援に向けた連携体制の構築に向けて」

○研修コアカリキュラムの活用

- ・共通のA基礎知識「切れ目ない支援」（到達指標：初級）

\*「はじめに」「背景と目的」も活用



図1：連携・協働に関する研修コアカリキュラム案の活用

## 3. 成果と課題

### (1) 連携・協働に関する研修コアカリキュラム案の活用

研修会については、目的である課題解決の方策の検討までは至らなかったが、切れ目ない支援に向けた連携の必要性を確認し、学校や事業所などそれぞれの立場の現状と課題を共有することができた。趣旨説明・調査結果報告・パネルディスカッションを「なぜ連携が必要か」という視点で一貫させ、具体とつなげた構成も有効であったと言える。課題としては、教員ができるだけ参加できるように、働き掛け方を工夫する必要がある。

カリキュラム案については、研修の趣旨や位置付けの明確化に活用できた。なお、発達障害のカリキュラムを特別支援教育の研修で活用する際には、活用する研修の選定に当たり、特別支援教育のカリキュラムとの関係や発達障害のカリキュラムとしての特徴を明確にする必要があると考える。また、福祉部局と連携強化を図り、共に進めていく上では、福祉部局の理解が不可欠であり、厚生労働省や国立障害者リハビリテーションセンターから、県や市町村の福祉部局に周知する必要があると考える。

### (2) 通級担当者に関する研修コアカリキュラム案の活用


カリキュラム案の具体的な活用については、別添のアンケート調査のまとめに示した。購入図書の活用と併せて、対象者のニーズに応じた研修に活用できた。なお、当課主催研修等での活用の可能性については、今後検討していく必要があると考える。

（秋田県教育庁特別支援教育課 清水 潤）

【資料1】 令和2年度学校と放課後等デイサービス事業所の連携促進に向けた研修会  
 県南地区 (R2.11.12)

令和2年度学校と放課後等デイサービス事業所の連携促進に向けた研修会  
 県南地区 (R2.11.12)

**本研修会の趣旨説明及び  
 放課後等デイサービス事業所への  
 調査結果の報告**



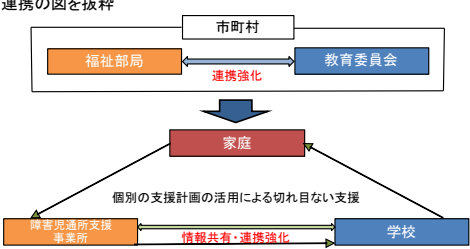
秋田県教育庁特別支援教育課

1 本研修会の趣旨

学校と放課後等デイサービス事業所の連携促進  
 ～切れ目ない支援に向けた連携体制の構築に向けて～

【参考】平成30年3月29日 家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告 概要  
[www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1404500.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1404500.htm)

連携の図を抜粋



「トライアングル」プロジェクト報告を踏まえた  
 国の主な関係動向

○教育と福祉の一層の連携等の推進について(通知)  
 平成30年5月24日 文部科学省初等中等教育局長  
 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
 \* 教育と福祉の連携を推進するための方策についてなど

○学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行  
 について(通知)  
 平成30年8月27日 文部科学省初等中等教育局長  
 \* 個別の教育支援計画を省令に規定  
 \* 第3 留意事項  
 3 個別の教育支援計画を活用した関係機関等との連携

「トライアングル」プロジェクト報告以前の  
 国の主な関係動向

○児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層  
 の推進について(事務連絡)  
 平成24年4月18日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課  
 \* 相談支援の充実及び  
 障害児支援の強化(放課後等デイサービスの創設等)について

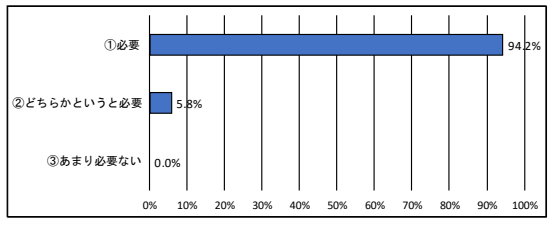
○「放課後等デイサービスガイドライン」にかかる普及啓発  
 の推進について(協力依頼:事務連絡)  
 平成27年4月14日 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課  
 文部科学省生涯学習政策局社会教育課  
 \* (参考)として、「ガイドラインに記載されている放課後等デイサービス事業所と  
 学校との具体的な連携方法の概要」が6点示されている。

2 放課後等デイサービス事業所への調査結果

・ 調査目的  
 放課後等デイサービス事業所を利用する小・中学校、義務教育学校、高等学校(特別支援学校を除く)の児童生徒の現状把握や学校との連携に係る課題を把握し、連携促進を図ることにより、障害のある児童生徒や保護者への切れ目ない支援体制を構築する。

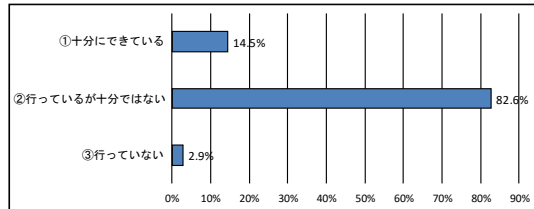
・ 調査対象 県内放課後等デイサービス事業所  
 ・ 調査時点 令和2年8月1日現在  
 ・ 調査項目 質問1～9(以下の結果は抜粋)  
 ・ 調査回答 69事業所

【質問4】  
 児童生徒への支援を行うために  
 事業所と学校との日々の情報交換や引継ぎなど  
 による連携は必要と考えるか。

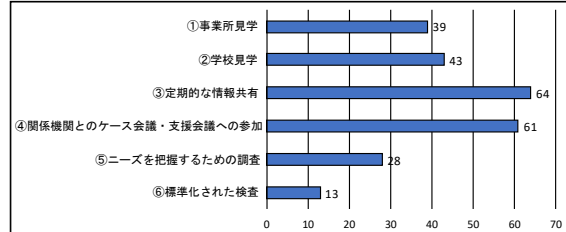


回答	割合
①必要	94.2%
②どちらかというと必要	5.8%
③あまり必要ない	0.0%

**【質問5】**  
事業所と学校との日々の情報交換や引継ぎなどの現在の状況について



**【質問7】**  
学校との連携に必要と考えている取組（複数回答）



**【質問9】**  
事業所と学校との連携の具体的方策など効果的な連携についての意見（複数回答）

【主な意見】

- ・ 放課後等デイサービスに対する学校の理解
- ・ 情報共有及び面談（送迎時、定期、進級早期等）
- ・ 見学（学校、事業所）
- ・ ケース会議、支援会議、担当者会議、連絡会の実施
- ・ 療育部会や児童部会の活用
- ・ 連絡帳、個別の支援計画の共有・活用
- ・ 本人及び保護者のニーズの把握
- ・ 研修会の実施
- ・ 連携の体制づくり

おわりに(参考)

- ・ 教育と福祉それぞれが担う役割、専門とする分野の内容の違いを認識し、互いに尊重した上での連携・協働が肝要です。
- ・ 最も大切なのは、教育と福祉のそれぞれの役割がうまく機能することで、本人や保護者にとって必要な支援が、生涯にわたり切れ目なく受けられることです。

発達障害に係る教育と福祉の支援人材の専門性と研修の在り方の検討  
報告書「連携・協働」に関する研修コアカリキュラム(案)より  
令和2年3月 \*未刊  
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所発達障害教育推進センター  
国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センター

【資料2】 研究協力に係る研修人事交流教員へのアンケート

研修人事交流に係る研修における「通級による指導の担当者の専門性に関する研修コアカリキュラム(案)」の活用について(6名のまとめ)

1 研修人事交流に係る研修の実施に際し、本カリキュラムを活用しましたか。該当する番号をお書きください。

① 活用した 6名 ②活用しなかった 0名

2 本カリキュラムをどのように活用しましたか。活用した研修を一つ取り上げ、以下についてお書きください。(研修内容、研修形態、活用した研修項目、活用の実際)

【A 教諭】発達障害児の理解と支援、講義・演習、2(発達障害の特性の理解と対応)・6(二次的な問題の理解と対応)

・教育専門監による研修会で、発達障害児のつまずきや困難さ、支援の在り方等について学んだ。校内の気になる児童への支援に活かすことができた。

**【B 教諭】通級による指導、講義、3（通級による指導の制度）**

・効率よく研修を進められるよう、研修項目の全てを網羅するのではなく、「通級による指導の制度」や「通常の学級との連携」など、必要な項目をピックアップし参考図書で確認してから研修に臨んだ。通級による指導担当者の「専門性と役割」や「指導・支援の実際」については、研修講師との対話により要点を見いだした。

**【C 教諭】家族・保護者支援の在り方、講義・演習、8（家族・保護者支援）**

・カリキュラムの内容を5歳児健診担当者と事前に共有し、過去の5歳児健診での健診の流れや幼児の様子、保護者との面談内容等について研修した。その後、実際に健診に参加し、保護者支援やカンファレンスの実際を経験して理解を深めた。

**【D 教諭】通級による指導の制度、講義・参観、3（通級による指導の制度）**

・研修の場として、通級指導教室のある学校を訪問し、その担当者から話を伺った。その際、カリキュラムの『主な内容』を参考に研修したい内容をまとめ、訪問先の担当者に伝えたことで研修の内容が焦点化され理解を深めることができた。

**【E 教諭】教育的アセスメントの方法、講義・演習、5（アセスメントと指導・支援）**

・購入した関係図書を活用して、カリキュラムの内容を研修指導者と事前に共有することで、具体的な研修内容の検討・設定に役立てた。

・研修では、検査者と被検査者に分かれて心理検査の疑似体験を行った。購入図書を事前に読んだことや被検査者の立場を実体験したことで、研修内容の理解が深まった。

**【F 教諭】発達障害の定義と診断基準、講義・演習、2（発達障害の特性の理解と対応）**

・カリキュラムの内容から自分が研修したい内容をリクエストをして、指導者に研修の具体的な準備に役立ててもらった。また、購入した関係図書を事後に読んで、研修内容の理解を深めた。

3 通級による指導の担当者の研修に、教育委員会や教育センターが本カリキュラムを活用する場合、特に必要と考えられる研修項目を、別添の12項目から3つまで選び（1つ又は2つでも可）、選んだ理由もお書きください。

○選んだ項目

・4名（5：アセスメントと指導・支援）

・3名（3：通級による指導の制度）

・2名（8：家族・保護者支援）（9：通常の学級との連携）（11：専門家・関係機関との連携）

・1名（2：発達障害の特性の理解と対応）（6：二次的な問題の理解と対応）

（7：個別の指導計画の作成と活用）（10：校内支援体制へのサポート）

・0名（1：発達障害を取り巻く教育の現状）（4：発達過程と発達課題）

（12：切れ目のない支援）

**【A 教諭】 2、5、6**

・これまで自分が出会った通級指導に通う子どもは、みんなと同じようにしても上手くできない等の負の経験を重ねていたり、通常の学級で傷ついたりしていることが多かったように思う。

一人一人に寄り添い、実態に応じた支援ができるように、より実践的な研修内容が求められていると考える。

【B 教諭】 3、9、10

・3～通級指導教室は一部の学校のみ開設されていて、制度や指導内容等が十分周知されているとは言えないためである

・9～小学校等での課題のひとつが、発達障害児が在籍する学級の経営の在り方である。チームの一員として通級による指導担当教員が、通常の学級とどのように連携していくのかが具体的に問われるためである。

・10～担当する児童生徒だけでなく全校児童生徒に目を向け、特別支援教育に係る校内支援体制の構築と機能発揮に参画していく意識の向上が欠かせないからである。

【C 教諭】 3、5、11

・3～通級担当以外の教師は、通級による指導の制度等について詳しく研修する機会が少ないので、通級の担当者としてしっかりと学ぶ必要があると思うから。

・5、11～通級は、週1時間など対象児童生徒への指導時間が少ないので、限られた時間でよりよい指導や支援をするための研修や専門家との連携が必要だと思うから。

【D 教諭】 5、8、9

・5～児童への指導、支援において基礎基本となる知識として必要だから。

・8、9～指導の効果を高めるために家庭や在籍する学級との連携について深めることが必要だから。

【E 教諭】 3、5、8

・3～設置者として、制度や法律等に関する研修を提供してほしい。

・5、8～実践事例を他の担当者と共有できる機会を設定してほしい。

【F 教諭】 7、11

・在籍学級（通常の学級）との「連携型個別の指導計画」を作成し、有効に活用できるようにするため。

・医療や福祉などそれぞれの立場からの支援も受け、チームで連携していく必要があるため。

4 本カリキュラムに関する御意見がありましたら、お書きください。

【C 教諭】

・資料や購入した図書を読んで、通級指導には幅広い知識と専門性が必要だと感じた。研修計画を立てる際の参考になった。